

# 二酸化炭素消火設備の

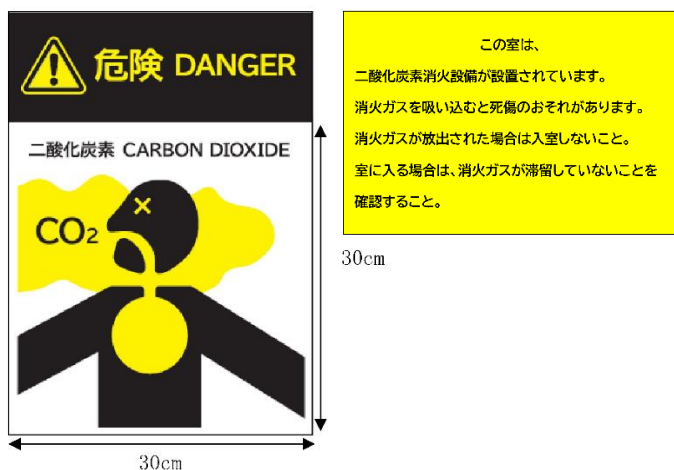
令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備の事故が相次いで発生したため、事故の再発防止を目的に法令が改正されました。

法令改正に伴い、建物関係者の皆様には以下の項目を実施していただく必要があります。

令和5年3月31日まで

## 新しい標識の設置

例



二酸化炭素の危険性を注意喚起する標識を、以下の場所の出入口等の見やすい箇所に設置する必要があります。

- ① 二酸化炭素を貯蔵する容器がある場所（消火ボンベ室）
- ② 二酸化炭素が放出される場所（防護区画）

## 図書の備え付け

制御盤付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておく必要があります。

令和6年3月31日まで

## 閉止弁の設置



操作管に閉止弁を設置した例



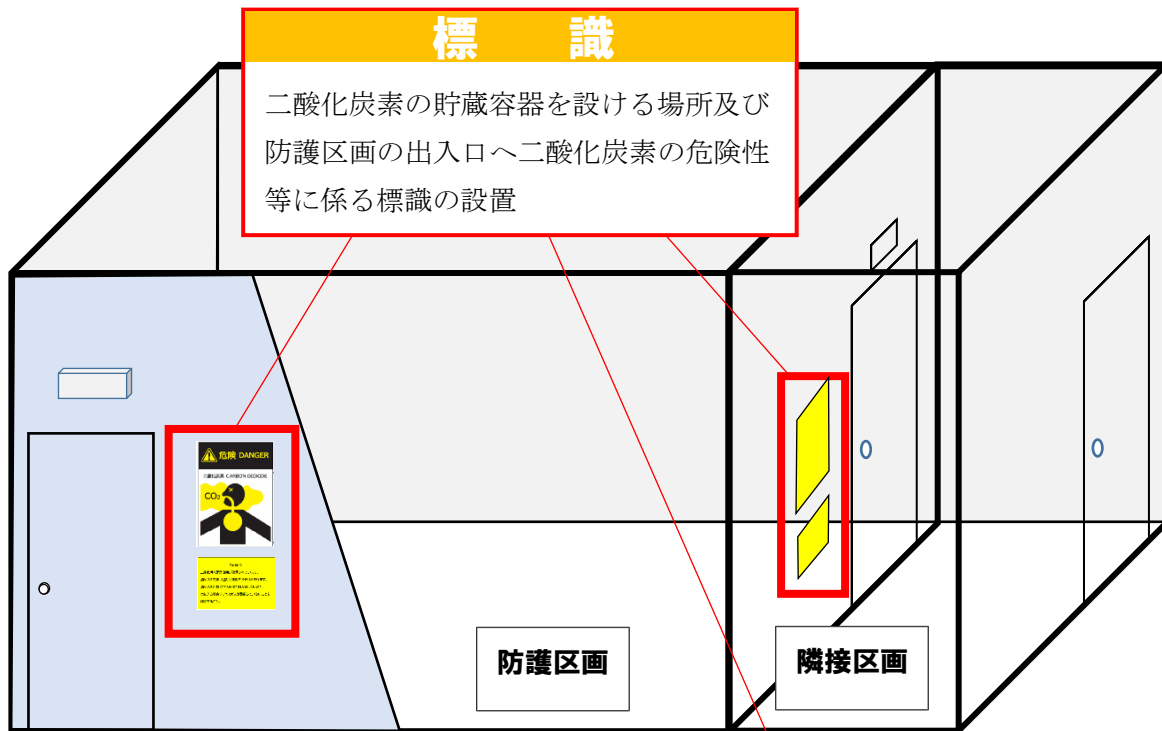
集合管に閉止弁を設置した例

### 閉止弁の設置がない場合

閉止弁が設置されていない場合は、工事やメンテナンスを行う際に安全を確保するために、二酸化炭素が放出されないように配管を閉じる閉止弁を設置する必要があります。

# 法令改正がありました。

# イメージ

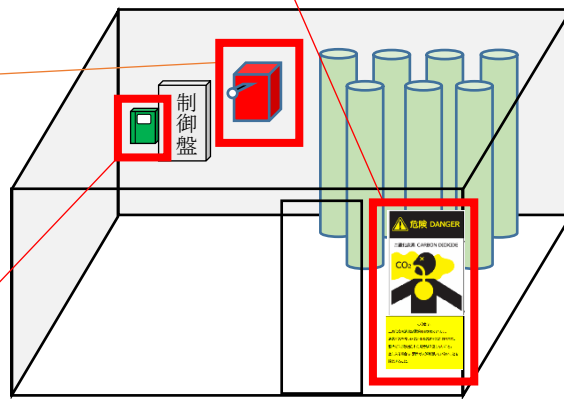


## 閉止弁

集合管（集合管に選択弁を設ける場合）  
 あっては、貯蔵容器と選択弁の間）又は、  
 操作管（起動ガス容器と貯蔵容器の間）  
 に閉止弁を設ける。

## 図書

機器構成図・系統図・防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図・閉止弁の開閉操作手順及び手動自動切替え装置の操作手順等



消火ポンベ室（貯蔵容器を設ける場所）

## 消防設備士等による点検の実施

二酸化炭素消火設備（全域放出方式に限る。）については、建物の延べ床面積に係わらず、消防設備士や消防設備点検資格者の有資格者に点検をさせる必要があります。

## 関係者の維持管理内容が追加

- ① 二酸化炭素消火設備が放出される場所（防護区画）に、人が立ち入る場合は、閉止弁が閉止された状態にします。また、自動手動切替え装置を手動状態にしてください。
- ② 上記①以外の場合は、閉止弁が開放された状態にします。
- ③ 消火剤が放射された場合は、放射された場所（防護区画）に、人が立ち入らないように維持する必要があります。

問い合わせ

北消防署	TEL025-387-0119	江南消防署	TEL025-381-2327	西消防署	TEL025-262-2119
東消防署	TEL025-275-9111	秋葉消防署	TEL0250-22-0175	西蒲消防署	TEL0256-72-3309
中央消防署	TEL025-288-3119	南消防署	TEL025-372-0119	予防課	TEL025-288-3231